

議案第 3 0 号

海老名市手数料条例の一部改正について

海老名市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

神奈川県屋外広告物条例（昭和 2 4 年神奈川県条例第 6 2 号）の一部改正により屋外広告物の許可申請手数料の額の改定等がされたことに伴い、所要の改正を行うため

海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和４０年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２０号中「審査手数料」を「審査事務手数料」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分		単 位	手 数 料 の 額
貼り紙		50枚	500円
貼り札		1 枚	300円
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1 張	1,500円 (広告等の表示面積が５平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える５平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	1 張	2,400円 (広告等の表示面積が５平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える５平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
電柱又は街灯柱を利用するもの		1 枚	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1 台	800円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの	照明装置のないもの	1 基	1,500円 (広告等の表示面積が５平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える５平方メートル又はその端数ごとに

及び案内板			1,500円を加算した額)
	照明装置のある もの	1 基	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートル を超えるときは、2,400円にその超え る5平方メートル又はその端数ごとに 2,400円を加算した額)
アーチ	照明装置のない もの	1 基	6,000円
	照明装置のある もの	1 基	9,000円
アドバラー ン	照明装置のない もの	1 個	1,000円
	照明装置のある もの	1 個	1,500円
立看板		1 基	300円
のぼり旗		1 本	300円
広告幕	表示面が固定さ れていないもの		1 張 300円
	表示面 が固定 されて いるも の	照明装 置のな いもの	1 張 1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートル を超えるときは、1,500円にその超え る5平方メートル又はその端数ごとに 1,500円を加算した額)
		照明装 置のあ るもの	1 張 2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートル を超えるときは、2,400円にその超え る5平方メートル又はその端数ごとに

			2,400円を加算した額)
標識柱を利用するもの	1枚	300円	

備考 貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理している屋外広告物の許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。